

○札幌市スポーツ推進審議会条例施行規則

昭和38年3月27日
教育委員会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、札幌市スポーツ推進審議会条例(昭和38年条例第14号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 札幌市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 会議は、必要に応じ会長が招集する。

(議事)

第4条 審議会は、委員の総数の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、観光文化局において処理する。

附 則

この規則は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則(平成23年(教)規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。